

情個審第31号

令和3年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和2年8月17日付け産政諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定地番に係る岩石採取計画認可申請に関する文書」不開示決定（不存在）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第185号）

（情報公開答申第156号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和元年12月20日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示をそれぞれ請求（以下「本件請求」という。）した。

特定市〇〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇他に係る岩石採取計画認可申請書及び茨城県による調査結果、決定通知書

特定市〇〇〇〇〇〇番地に係る岩石採取計画認可申請書及び茨城県による調査結果、決定通知書

2 実施機関の決定及び通知

令和2年2月21日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書は、取得又は作成していないため、存在しないとして、それぞれ不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年5月15日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、それぞれ審査請求を行った。

4 審理手続の併合

令和2年7月1日、実施機関は、本件処分の審理手続を併合した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるとともに、再度、内容を精査し、適切な内容の文書の交付を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおり

である。

(1) 審査請求書における主張について

- ア 特定市〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇他及び〇〇〇番地（以下「本件土地」という。）は、現在も岩砂採取が進行している。
- イ 本件請求に係る行政文書が存在していないのであれば、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第1条及び第33条の規定に反しており、違法である。
- ウ 本件土地における平成〇〇年以降の違法採取に対する担当課による不十分な指導や担当課（若しくは担当者）による「特別な」裁量によって認可されてはならず、本件土地における採取については茨城県の認可が必要であり、本件請求に係る行政文書が必要となる。
- エ 以上の理由から、本件処分は違法な処分であるため、取り消す旨の裁決を求めるとともに、再度、内容を精査し、適切な内容の文書の交付を求める。

(2) 反論書における主張について

- ア 審査請求の理由の項目に対応する形での弁明がなされていない。
- イ 実施機関は、条例の原則開示の理念に照らして、県政に関し県民に説明しなければならない立場にも関わらず、その責務を全うしていない。
- ウ 審査請求人は、本件土地における採取については茨城県の認可が必要であり、本件請求に係る行政文書が必要であると主張している。本件土地において採取が行われているのであるから、本件請求に係る行政文書は存在しなければならない。
- エ あり得ないことであるが、実施機関が言うように、「文書の探索」の結果、「岩石採取計画認可申請書について確認することはできなかった」のであれば、実施機関は、業者の違法採取行為を黙認、又は特別に認可することで、違法採取をほう助していたことになる。実施機関は「不存在の合理的な理由」を弁明しなければならないはずだが、弁明書にはその理由がない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分に係る行政文書について

- (1) 審査請求人は、本件土地における平成〇〇年以降の違法採取に対する担当課による不十分な指導や担当課（若しくは担当者）による「特別な」裁量によって認可されてはならず、本件土地における採取については県の認可が必要であり、本件処分に係る行政文書が必要となると主張している。

実施機関では、本件請求時には、当時の担当課であった産業政策課において探索を行い、また、審査請求を受けて改めて同課において探索を行ったが、本件土地の岩石採取に係る法第33条に基づく岩石採取計画認可申請書を確認することはできなかった。

- (2) このため、岩石採取計画認可申請書が存在せず、当該申請に係る審査等を行うことができないことから、県による調査結果、決定通知書の文書等も存在しない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の理由については上記1のとおりであり、審査請求人のその他の主張は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分には違法不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る行政文書について

本件処分に係る行政文書は、本件土地に係る法第33条に基づく岩石採取計画認可申請書並びに当該申請に対する県による調査結果及び決定通知書（以下「本件行政文書」という。）であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件行政文書について上記第4の1の(1)のとおり探索を行ったが、本件行政文書は存在しないと主張している。

一方、審査請求人は、岩石採取が進行している本件土地の岩石採取計画は、法第33条で県の認可を受けなければならないと規定されており、本件行政文書が存在しなければならないと主張していることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、法第33条により、岩石採取場ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならないこととされている。

また、当審査会事務局職員をして実施機関に採取計画の認可の状況について確認したところ、実施機関においては、岩石採取計画の申請を受け認可した岩石採取場（以下「認可採取場」という。）について、事業者名、認可採取場の所在地、採取期間等が記載されたリストをホームページで公開してい

るとのことであった。

実施機関の本件行政文書の探索について検討したところ、文書の探索の範囲及び方法が不十分とはいえず、また、実施機関がホームページにおいて公開している認可採取場の所在地に本件土地は含まれていなかった。

よって、本件行政文書は存在しないとする実施機関の主張には、特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情は認められない。

したがって、本件行政文書につき、これを保有していないとして不開示とした本件処分は、妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和2年	8月	21日	諮問	受理
令和2年	11月	20日	審査	(令和2年度第4回審査会第一部会)
令和2年	12月	23日	審査	(令和2年度第5回審査会第一部会)